

新型コロナウイルスに関連した給付や減免制度

1. 傷病手当金について（国・中建国保）

法人の代表、一人親方、従業員などの種別に応じて、申請方法が異なります。詳細は本部までお問合せください。



2. 保険料の減免制度について(中建国保)

【制度の概要】

① 対象となる世帯

令和4年4月1日から令和5年3月31日までの期間に、組合員本人が新型コロナウイルス感染症に罹患した世帯

② 対象となる期間

新型コロナウイルス感染症に罹患した月から1か月間

③ 必要な書類など

保健所等発行の「就業制限通知書」「就業制限解除通知書」等、罹患が確認できる書類

※上記の傷病手当金の申請を受けた場合で、罹患し医師の証明により申請をした場合には、就業制限通知書等は不要となります。



3. 労災保険が適用される場合もあります！

【新型コロナウイルス感染症に罹患した原因が業務に起因する場合】

例 →社員数名で現場まで車で移動での感染の場合

Aさん＝感染経路不明

Bさん＝Aさんと一緒に移動したことが感染の原因

Cさん＝Aさんと一緒に移動したことが感染の原因

この場合、Aさんは、健康保険からの給付

BさんとCさんは、労災保険の適用となります。



組合までお気軽にお問合せください

連絡先：03-3689-3191

? ご存じですか?

中建国保に加入されている組合員さんで

コロナに罹患された方、または、**濃厚接触者**になってしまった方に



傷病手当金が給付されます!

中央建設国民健康保険組合では、新型コロナウイルス感染症により、労務に服することができない方に、従来の傷病手当金とは別枠で、新型コロナウイルス感染症に特化した傷病手当金を支給しています。

感染者の場合(例)

新型コロナウイルス感染症に感染して
4/1~4/10まで10日間仕事を休んだ。
療養証明書の療養期間も10日間だった場合の給付例

給付金額は
8,000円×10日間
80,000円



濃厚接触者の場合(例)

同居するご家族が順番に新型コロナウイルスに感染し、濃厚接触者のため20日間、仕事を休んだ。療養証明書の療養期間は、子供が4/1~4/10(10日間)、妻が4/10~4/20(10日間)だった場合の給付例

給付金額は
8,000円×20日間
160,000円



お電話で詳細を確認させていただき、給付のご案内をしております。

まずは組合まで連絡をしてください!

東京建設従業員組合 (健康保険係)

TEL: **03-3689-3191**